

佐賀県医療センター好生館 在宅腹膜灌流用装置 賃貸借単価契約に関する仕様書

項目番号	要件
1	在宅腹膜灌流用装置は、バクスター株式会社製の以下の機器を対象とする。
1	1 自動腹膜灌流用装置および腹膜透析用治療計画プログラム ホームPDシステム「かぐや」一式およびシェアソース（シェアソース アデクエスト、MyPDを含む）
1	2 腹膜灌流用紫外線照射器「つなぐ」
1	3 年間使用予定数量については、令和7年度実績より、上記1-1については、176式、上記1-2については、274台を想定している。
2	上記1-1、1-2の装置は、以下の要件を満たすこと。
2	1 各機器・システムに必要な付属品も含めること。
2	2 各機器・システムの後継機種が出た場合、当該賃貸借業務の対象とすること。
2	2 各機器・システムの後継機種が出た場合、当該賃貸借業務の対象とすること。
3	その他
3	1 当館の求めに応じて、機器の搬入、設置、試運転、回収、その他必要となる対応を行うこと。
3	2 機器の発注について、その様式は問わず、当館と貸与者間における協議で決定すること。
3	3 機器は当館の指示する場所に納品すること。
3	4 機器の納品にあたり、患者に機器の使用方法・緊急時の連絡方法等について十分に説明を行うこと。
3	5 患者の日常生活に合わせて使用するため、当館の求めがあれば機器及び使用方法の説明を都度行うこと。
3	6 使用歴のある機器を再度賃貸借する場合、感染制御の対策を徹底すること。
3	7 賃貸借中の機器に不良が発覚した場合、当館の求めに応じて速やかに対応を行うこと。
3	8 賃貸借中の機器の通常の使用に起因する修理にかかる費用は、貸与者の負担とすること。
3	9 機器の定期交換・点検にかかる費用は貸与者の負担とすること。
3	10 当月の使用実績に応じた請求を翌月10日までに当館に対して行うこと。
3	11 本契約の契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
3	12 本契約の期間を超えて、継続して上記機器を使用する必要がある患者について、機器の貸与者が変更となる場合は、変更前後の貸与者双方が責任をもって引継ぎを行い、患者が継続して機器を使用できる状態にし、患者及び当館が不利益を被ることがないようにすること。
3	13 本仕様書に記載されていない事項については、当館と貸与者の協議の上、決定するものとする。